

## 「美夜古会」慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西日本工業大学同窓会「美夜古会」(以下「美夜古会」という。)の慶弔について定めるものとする。

(対象)

第2条 慶弔金の支給対象は、次のとおりとする。

- (1) 美夜古会会則第5条の者及びその配偶者とする。ただし、準会員及び特別会員の場合は本人死亡のみとする。
- (2) 本部に連絡があった者のみとする。
- (3) 事後報告では本人死亡のみとし、有効期間は事故発生後1年以内とする。その他は対象としない。また遡及はしない。
- (4) 年会費を5年以上納入、終身会費及び特別終身会費を納入した者とする。但し、正会員になって納入期間が5年未満の者はその期間連続して納入した者とする。

(区分)

第3条 慶弔の区分は、弔慰金及び弔電、祝電とする。

(弔慰金等)

第4条 死亡の場合は、次により弔慰金等を贈る。

- (1) 正会員(役員) 20,000円及び弔電、別に供花(20,000円程度)を贈ることができる。
- (2) 正会員 10,000円及び弔電、別に供花(20,000円程度)を贈ることができる。
- (3) 正会員の配偶者 5,000円及び弔電
- (4) 準会員 10,000円及び弔電
- (5) 特別会員 10,000円及び弔電

(祝電)

第5条 正会員の結婚の場合は、祝電を贈る。

(会長の決裁)

第6条 その他この規程以外で、会長が「同窓会として必要がある」と認めた場合は、金額の変更及び支給対象者以外の者でも支給できる。

附 則

- 1 この内規は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 内規から変更改正したこの規程は、平成30年4月1日から施行する。